

美浜町議会基本条例（解説）（案）

美浜町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の責務と活動などの原則（第2条－第4条）

第3章 議員の責務と活動などの原則（第5条－第7条）

第4章 町民と議会との関係（第8条－第10条）

第5章 議会と町長などとの関係（第11条－第14条）

第6章 議会の機能強化（第15条）

第7章 議員の政治倫理（第16条）

第8章 議員定数と議員報酬（第17条・第18条）

第9章 最高規範と見直し手続（第19条・第20条）

附則

解 説

本条例は、前文、第1章から第9章までの9章、附則で構成されています。

まず、第1章で目的を定めています。第2章と第3章で町民の代表である議会と議員の責務や活動原則を定め、第4章で議会の説明責任、町民の議会参画、対話集会など、町民と議会の関係を定めています。

その議会の責務や活動を最大限に発揮し、議決機関としての役割を適切に果たしていくため必要な事項を第５章から第８章で定めています。

前文

美浜町議会は、町民が安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、議会の監視機能や立法機能を十分に発揮し、議会改革、政策立案機能の充実などに積極的に取り組みます。

美浜町議会は、公正性と倫理性を確保し、透明性を高めることにより、町民に開かれた議会と町民参加を推進する議会を目指し、継続的な改革を進めていきます。

美浜町議会は、議会と町長の二元代表制のもと緊張関係を保ちながら、議会の基本理念、議員の責務や活動原則を定め、町民などとの関係を明確にするとともに、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、美浜町議会基本条例を制定します。

解 説

前文は、この条例を策定するにあたっての美浜町議会の決意表明であり、美浜町議会のあるべき姿や進むべき方向について記しています。

前段の３行では議会の理念を示しており、議会は、町民が安心して豊かに暮らせるように、町の二元代表制の一方の機関として、町長などとの緊張関係を保ちながら、執行機関が行う町政運営や財政運営などについて監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実などに積極的に取り組んでいこうとする基本姿勢を示しています。議会は、町のただ一つの立法機関としての機能を十分に発揮するため、絶えず積極的に改革を行いながら、議員間の自由な討議を導入することにより、議論をより活性化させ、政策立案機能の充実を図っていきます。

中段２行では、議会のあるべき姿について規定をしています。議員は、ある特定の人や一地域の代表という面も持ちあわせていますが、町民全体の代表であることを自覚し、公正性、倫理性、透明性を確保しながら、町民にわかりやすい議会運営や議会活動を行うことにより、町民参加を推進する議会づくりを目指します。

後段３行では、議会基本条例の制定理由を述べています。議会と議員の基本理念、責務や活動原則などを定め、町民との関係や町長などの執行機関との関係を明らかにするため、町民と議会との約束ごとである美浜町議会基本条例を制定し、町民の信託に全力で応えていくことを決意表明しています。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、議会と議員の責務や活動原則などを定めることにより、議会が町民の信託に的確に応え、町民の福祉の増進や町勢の伸展に寄与し、美浜町の豊かなまちづくりを実現することを目的とします。

解 説

この条例の目的は、町民の福祉を向上させ、町勢を伸展させることにより、豊かなまちづくりを実現することです。

そのために、議会と議員の責務や活動原則などをこの条例で明確に定め、議会が町民の信託に的確に応えようとするものです。

この条例では、用語の使い方として、美浜町に居住する全ての方を「町民」と定義しています。

第2章 議会の責務と活動などの原則

（議会の責務）

第2条 議会は、町民の信託に基づく町民の代表機関としての役割を認識し、立法などの町の重要な政策決定を行うとともに、町長などの執行機関（以下「町長など」といいます。）の事務の執行の監視と評価を行わなければなりません。

解 説

美浜町議会の責務や役割を明記しました。これらを最大限に発揮して、町民の代表機関として重要な政策決定をすることや、二元代表制のもう一方の機関として町長などの執行機関の適切な監視と評価をすることを規定しています。

（議会の活動の原則）

第3条 議会は、積極的に情報の公開を図るとともに、課題に関する論点を明らかにし、町民に分かりやすい開かれた議会活動をします。

2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための活動に努めます。

解 説

議会の活動は町民のための活動でなければならないことから、美浜町議会は、活動の原則に、町民に分かりやすい開かれた議会活動を行うことを宣言しました。

そのために、情報を公開することと論点を明らかにすることを定めています。

「積極的に情報の公開を図る」とは、本会議や委員会などで傍聴人の受入を積極的に行うことをいいます。

第2項では、議会は、町民の信託に基づく町民の代表機関であることから、町民の意見を反映するためにさまざまな活動に努めなければならないことを定めています。

なお、この条例で規定している「議会活動」とは、本会議や委員会などの内部での活動のみではなく、もっと広い範囲の意味の活動を指しています。

(議会の運営の原則)

第4条 議会は、言論の府であることや合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を積極的に推進します。

2 議会は、議案の審議と審査や政策の立案と提言をするに当たっては、持続的な健全財政の維持向上に留意しなければなりません。

3 議会は、機能の強化と円滑で効率的な議会運営のために、絶えずその改革に努めます。

解 説

議会は、美浜町でただ一つの立法機関です。議会は、言論の府であり、合議制の機関ですが、現在の議会は、議案について質疑を中心とした審議を行っており、議案の大半を占める行政提案の議案について、行政職員に対して質問をすることが中心になってい

ます。これは賛否の意見の表明ではなく、内容についての疑問を質すことが趣旨であり、議員間のやりとりではありません。また、採決の前に行われる「討論」は、賛成か反対かのどちらかの立場に立っての発言であり、議員相互の討議という形にはなっていません。議会が、町民の信託に基づく代表機関としての使命を全うするためには、多様な意見の代表者である議員が、相互に自由な立場で討議することによって争点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認し、よりよい結論に至る過程を公開された場で行うことはとても重要なことです。そのためには、議会は、議員間での自由な討議を行う場を設けなければなりません。

そこで、第1項では、議員間における自由な討議を積極的に取り入れることを規定し、議員の政策立案や政策提言に関する能力の向上を図り、町民のための議論をより活性化させようとするものです。

第2項では、政策の立案と提言をするにあたっては、特に持続的な健全財政の維持向上に留意することを規定しています。例えば執行部からの政策提案に対し、「その政策案にこれだけの予算が必要なら、町民要求の高いこちらの事業を優先すべきではないか」などの提言をすることが議会の務めとなります。事業などの取捨選択を議会が判断していく重要な視点として健全財政の維持向上に留意すべきと明記しています。

第3項では、現状の議会運営に満足することなく、町民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、常に円滑で能率的な議会運営のための改革に努めることを規定しています。

第3章 議員の責務と活動などの原則

(議員の責務)

第5条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを自覚し、町民の意向を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たさなければなりません。

解 説

議会は、議会活動を通じて町民の声を町政に反映させる役割を担っていることから、常に町民の声に耳を傾け、意向を的確に把握し、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上を目指すことなどを義務付けています。

(議員の活動の原則)

第6条 議員は、調査や研究活動などを通じ、常に自己研鑽(さん)に励み、自らの資質の向上に努めます。

- 2 議員は、議会活動について、町民に対し積極的に説明責任を果たします。
- 3 議員は、議員間での自由な討議を積極的に行います。
- 4 議員は、議会の構成員として、一部の団体や地域の課題の解決にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

解 説

議員は、議会の構成員として、議案の審議や表決に加わり、議会の意思を決定しています。そのために必要な権限は地方自治法に定められていますが、それだけでは議員としての活動の本質を理解することは困難です。地方分権の進展に伴い、町民自治の充実

という観点から多様な民意の調整を担う議会の役割はますます増大しています。これに対応し、議員に求められる活動の領域も、これまでの本会議などへの出席といった正規の議会活動だけではなく、町政の課題について調査し、議案の審査や政策立案に反映させるための活動、政策立案に向けた町民意思の把握のための活動など、その範囲が拡大しています。このようなことから、第1項、第2項では、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、資質向上に努め、町民に対し積極的に説明責任を果たすことを宣言しています。

第3項では、議員間での自由な討議を積極的に行うことを規定しています。議員間での自由な討議については、第4条の解説で説明しており、同条第1項に、議会はこれを「積極的に推進します。」と規定しています。同条の解説の中で、議会は議員間での自由な討議を行う場を重んじなければいけないと考えています。

第4項では、町民全体の福祉の向上を目指すことを規定しています。多くの議員が、さまざまな地域や団体の代表として選出され、選挙によって議員となっています。しかし、それと同時に、議員は町民全体の代表でもあります。議員は、出身母体でもある地域の声や団体の要望などを町政に反映させようとするときは、そこだけの利益にとどまらず、常に全町的な視点で考えなければならないことを規定しています。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができます。

2 会派は、政策立案、政策提言などに関して、会派間で調整を行い、合意形成に努

めます。

解 説

会派とは、政策などについて同じ理念を持つ議員で構成する集団のことで、第１項は、議員が会派を結成することができる根拠規定となっています。

第２項では、会派の役割を規定しています。会派は、議員が政策立案能力を高めて、政策の立案や提言を行っていく中で、会派内での意見を取りまとめます。そして、合議制の機関である議会としての合意形成を図るために、会派間の調整を行います。

なお、町長から提案される議案については、一般的には会派間で調整を行うことはありませんので、この条文では予想していません。しかし、事案によっては会派間調整をする場合もあります。

第４章 町民と議会との関係

（議会の説明責任）

第８条 議会は、町民に対し議会の情報を積極的に伝え、説明責任を果たします。

解 説

議会は、町民の代表機関であることから、町民に対し説明責任を果たさなければなりません。具体的には、議会広報誌の発行、CATV による放送、パブリック・コメントの実施、本会議・委員会・協議会の公開、本条例第１０条に規定する町民との対話集会などによって、議会の情報を積極的に伝えます。

(町民の議会への参画)

第 9 条 議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させるため、町民との意見交換の場を設けます。

解 説

町民が議会活動へ参画する方法として、委員会における公聴会の開催、参考人制度、請願または陳情などが法令で保障されています。しかし、これらは参画できる機会がごく限られることから、本条ではより多くの町民が参画できる手段を定めました。

町民の意向を議会活動に反映するため、町民との意見交換の場を設けることを約束するものです。議員が町民のいろいろな意見を聞くことにより、議会として町民の意向をとらえたいと考えています。

(町民との対話集会)

第 10 条 議会は、前 2 条の規定により、町民と議員が自由に意見を交換する町民と議会の対話集会を毎年 1 回以上開催します。ただし、不測の事態が生じた場合は、この限りではありません。

本条に規定する町民との対話集会は、第 8 条に規定する町民に説明責任を果たす場として、そして、第 9 条に規定する町民の意見を聴く場として、議会という代表機関全体の立場で開催するものです。

議会の審議・審査に関する報告、議会活動の報告や町政に関する報告を行うばかりではなく、町民と議員とが自由に意見交換ができる場を設けて、よりよいまちづくりに貢献したいと考えています。

また、町民の意向を反映できなかった場合には、当然に議会として説明責任が発生します。

第5章 議会と町長などとの関係

(町長などとの基本原則)

第11条 議会は、町長などと常に緊張感ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて、町政の発展に取り組みます。

解 説

議会は、町長とともに町民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。公正な町政運営の確保という観点から、町長などとの事務の執行を監視・評価し、緊張感をもって、執行機関を牽制する役割を担っていることの重要性を明らかにしました。

また、議会が自ら政策立案や政策提言を行い、町政の発展に取り組むとしています。

(町長による政策の形成過程の説明)

第12条 議会は、町長が提案する政策について、町民に分かりやすく説明し、その政策の水準を高めるため、町長に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めま

す。

- (1) 政策を必要とする背景と提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較
- (3) 美浜町総合計画との整合性
- (4) 財源の措置
- (5) 将来にわたるコスト計算
- (6) 町民参加の有無とその内容

解 説

議会は、町長から提案される政策について、おもに町長などへの「議案質疑」を中心として審議をします。こうした政策について、政策の公正性と透明性の確保、議案審議での論点の明確化を図ることによって、審議する内容を町民にわかりやすく説明するために、町長に対して、6項目の資料の提出を求めることを定めました。

この条に定める政策とは、町の重要な政策に該当する事案という意味で、美浜町パブリックコメント手続きに関する要綱第3条に規定する対象事案のことを意図しています。

なお、議員が政策を提案する場合については、議員はそのために資料を整えますが、町長などと同じ程度の情報量を得ることは現実的には困難です。また、議員には町長とは異なり、政策の執行権がないことや、議員提案を行いにくくすべきではないという考え方から、この条の適用は町長からの提案のみを対象にしています。

(町長などへの質問)

第 13 条 議場で一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行うこととします。

解 説

議会での一問一答方式とは、議員が質問し、これに町長などが答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で、問答を続けることをいいます。

美浜町議会での一問一答方式はこれと異なり、最初は、議員が壇上に登壇し、事前に通告した質問要旨を一括して読み上げ、一般質問席に移り、これに執行部が一括して答弁し、この答弁に対する再質問から、質問、答弁を一問一答により繰り返す形式を採用し、これを一問一答方式と呼んでいます。

この方法は、会議時間が長引く欠点がある一方で、その反面、質問と答弁の正確度が高められ、論点、争点が明確になり、町民にとってわかりやすい議論が展開されます。美浜町議会では、会議時間が長引く欠点を補うため、質問時間を設定することで、議会と町長などとの間に緊張感ある関係を保っています。

(町長等の反問)

第 14 条 町長等は、議員の一般質問に対して、議長の許可を得て反問することができます。

解 説

議場での一般質問は、これまで議員が質問し、町長や出席説明者が答弁していますが、この条例の施行後は、町長などは、質問に対して問い返すことができるようになります。

反問権は的確な答弁を行うため、質問者に対し、質問の趣旨及び内容等を明確にするうえでの反問に限ります。

議員は、問い返された場合、自分が政策を提案するうえで調べた資料をもとに、町長などの質問に答えなければなりません。これによって、論点と争点がより明らかになり、議論の活性化につながり、さらには、議員に緊張感が増し、より高い水準の政策を提案するようになると考えています。

町長などの反問は、議員の答弁を含め、質問時間には含まれません。

反問する場合には議長の許可を必要としています。議長が許可をした場合でも、町長などの反問の内容が適切でない場合には、議長はその発言を制止する権限があります。

なお、議員は、質疑において要望を述べるがありますが、あくまでも要望であり本来の政策提案ではありません。議員の政策提案は、主に一般質問で行われることから、町長などが反問することができる対象を一般質問に限定しました。

第 6 章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第 15 条 議会は、意思の決定機関として機能強化を図るため、必要と認められるものを議決事項として追加することができます。

解 説

地方自治法第 9 6 条第 1 項には、条例の制定改廃、予算、決算など、議会が議決・認定

をしなければならないことが限定的に列挙されています。この根拠法に基づいて、この条では、町の意思の決定機関としての機能強化を図るため、議決事項を追加できることを確認しました。

第7章 議会の政治倫理

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、町民の信託に応えるため、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めます。

2 議員の政治倫理に関する事項は、別に定めます。

解 説

第16条では議員の政治倫理を規定しています。議員には、町民全体の代表者として町民の信託に応えるため、良心と責任感を持ち、議員の品位を保持することや識見を養うことが要求されています。

美浜町議会は、議長の主導のもとに議員の政治倫理に関する定めをできるだけ早期に検討することとしています。

第8章 議員定数と議員報酬

(議員定数)

第 17 条 議員定数は、町政の現状と課題、将来の予測と展望などを考慮し、行政改革の視点だけではなく、多様な民意を十分に議会に反映できるものとします。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

解 説

美浜町の議員定数の基本理念を規定しています。町の議員定数は地方自治法で人口に応じ、議員定数の上限が定められていますが、議員定数の基本理念はどこにも規定されていません。その議員定数の基本理念をここで規定しました。

第 2 項では、議員定数は別の条例で定めるとしています。美浜町議会議員定数条例は既に制定済みですが、議会基本条例の中にあらためてその根拠を定めるものです。

(議員報酬)

第 18 条 議員報酬は、社会経済情勢、町の財政状況などを十分に考慮したものとします。

2 議員報酬を改正するに当たっては、町長が審議会などの答申を経て提案する場合のほか、委員会、議員が議員報酬の改正を提案するときは、明確な改正理由を付けなければなりません。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

解 説

議員報酬の改定に関する議案の提出方法には、①町長が審議会などに諮り、その意見を求めた後に町長が提案する場合、②1人以上の賛同する議員または委員会が提出する

場合、③町民の直請求による場合の3通りの方法があります。

一般的には、①の方法で提出されることが多いのですが、②の方法により1人以上の賛同する議員または委員会が提出することも可能です。

第1項では、基本理念を定め、また、議会が改定の判断（議決）をする際には、社会経済情勢や町の財政状況を十分考慮しなければならないことを定めたものです。

第2項では、議員または委員会が提出する場合については、公正性と透明性を確保し、町民にきちんと説明できるように、明確な改定理由を付けることを義務付けたものです。

第3項では、議員報酬については美浜町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を既に制定済みですが、議会基本条例の中にあらためてその根拠を定めるものです。

第9章 最高規範と手直し手続

（最高規範性）

第19条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例などを制定し、改正し、廃止する場合においては、この条例との整合を図らなければなりません。

解 説

この条例が、美浜町議会における最高規範であることを宣言し、議会に関する他の条例などの制定、改廃にあたっては、この条例との整合を図ることを定めるものです。

(手直し手続)

第 20 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければなりません。

2 議会は、検証の結果、見直しが必要と認められる場合は、速やかにこの条例を改正しなければなりません。

解 説

本条例の目的である「美浜町の豊かなまちづくり」の実現に向け、目的が達成されているかの検証をしなければならないことを明記しました。また、町民の意見や社会経済情勢の変化などを勘案し、この条例の内容について検討を加え、必要に応じて改正を行うことを定めています。

附則

この条例は、令和 年 月 日から施行します。

解 説

この条例の施行日を令和 年 月 日と定めたものです。